

第3部 施設別技術指針

第6章 駐車場

自然公園等事業技術指針（試行版）
平成 13 年度



自然公園等施設技術指針 平成 25 年 6 月

駐車場に関する技術指針改訂の経緯

「自然公園等施設技術指針」第3部 施設別技術指針 第6章 駐車場
目 次

第6章 駐車場	駐車場 1
Ⅰ 設計の考え方	駐車場 1
Ⅰ－1 駐車場の適用範囲	駐車場 1
Ⅰ－2 配置	駐車場 1
Ⅰ－3 構造	駐車場 3
Ⅱ 設計の諸元	駐車場 4
Ⅲ 駐車場におけるユニバーサルデザインの配慮事項	駐車場 5

第6章 駐車場

I 設計の考え方

I-1 駐車場の適用範囲

本指針は、自然公園等の駐車場に適用する。ただし、地域の特性、その他の事情により適用し
がたい場合は、この指針によらないことができる。その場合においても本指針の趣旨を最大限尊
重する。

(解説)

本指針における自然公園等の駐車場とは、自然公園等事業としての整備に係る自然公園内の駐車場
であり、その定義は、「国立公園の公園計画作成要領等」の全部改正について（平成15年5月28日
環自国発第030528006号）別表「自然公園法施行令第1条に掲げる施設の定義と計画上の留意事項」
で次のとおりとされている。

（定義）公園利用者の運送の用に供される乗用車、バス等を一時的に駐車させるために設けられる
一定の土地の広がりをもつ施設をいう。

また、「国立公園の公園事業の執行に係る付帯施設等の取扱いについて」（平成3年7月5日環自計
第128号、環自国第385号）に準じ、園地、休憩所、案内所及び公衆便所を付帯施設とすること
ができる。

I-2 配置

- ① 駐車場は、園地等の入口部に設置するが、面的に目立ちやすい施設であり、他所から展望したと
きの風景を損なわないよう留意する。
- ② 平坦地あるいは緩傾斜地で、自然環境保全のため土工量を最小限に押さえることを基本とする。
- ③ 駐車場に接続する自動車と歩行者の動線が重複、交叉しないように配慮する。
- ④ 安全な交通を確保するため、車道から駐車場が見とおすことができ、また、駐車場出入口は本線
車道の左右の見通しが容易にできる位置が望ましい。

また、駐車場出入口は、本線車道の線形が直線部か直線の近くに取り付け、極度の勾配がある区
間は避ける。



自然公園等の駐車場において、既
存の樹木を保存し分離帯として利
用し、あわせて修景効果を図った事
例。



地形に合わせて2段に造成した駐車場。自然地形を生かし土工量をできるだけ少なく押さえた事例。

I-3 構造

(構成)

- ① 駐車場は、舗装や縁石、排水施設等多様な要素で構成されており、その材料や形態も多様である。設計に当たっては、これらの多様な構成要素の中から現地の状況と設計目的に最も適したものを選択し、機能的かつ合理的に組み合わせる。

その際、舗装面の仕上げやパターン、縁石の処理、排水施設等との納まりなどの細部の設計を、それぞれの構造とあわせて検討することが必要である。

- ② 駐車場からの出入りに便利な位置に障害者の専用または優先して使用できる駐車スペースを設け、そのスペースには障害者シンボルマークを表示するとともに、駐車場進入路から誘導用の標識等を設ける。

障害者用駐車スペースは、車体分のスペース（東京都の例：長さ500cm以上、幅190cm以上）の両端に、昇降用スペース（同：140cm以上）を確保する。

(駐車場の舗装)

- ① 舗装には、砂利舗装、簡易舗装、芝ブロック舗装、アスファルト舗装、コンクリート舗装等の種類があり、利用目的、駐車利用状況、舗装の特性、管理及び経済性を十分考慮し、CBR試験、凍結深度等により舗装材を選定する。

舗装の標準構造に関しては、「第2章 園地」のI-3-2(ii)園路(5)路体を参照する。

- ② 一般には、アスファルト舗装を検討するが、排水性舗装あるいは透水性舗装の採用を検討し、雨水の還元や地下水の涵養等に配慮する。

* 排水性舗装は、開粒度タイプのアスファルト混合物の表層または表層・基層に浸透した水をそれ以下の舗装体内に浸透させずに路外・場外へ排水する。

* 透水性舗装は、開粒度タイプのアスファルト混合物を用いる場合は、浸透した水を路盤、路床まで浸透させる。

- ③ 駐車場の路面の横断勾配は、1.5～2%を標準とし、排水施設を設ける。排水性舗装、透水性舗装の場合を含め、排水の末端処理を十分に検討し、法面崩壊や末端地区への影響を考慮する。側溝などは、小動物が落ちたとき脱出できる構造とするよう配慮する。

(取付部)

- ① 本線車道から駐車場に出入する場合、または6,000㎡を超える規模の大きな駐車場の場合は、最大利用時における混乱の回避と安全性の確保を検討する。
- ② 出入口と接続する本線道路の縦断勾配は、7%以下が望ましい。取付道路の本線、車道と接する部分は、自動車の出入を容易にするため隅切りを行う。

(区画線・路面標示)

- ① 駐車場内の車両の整理、交通事故防止のため、必要に応じてマーキングを行う。
- ② 駐車帯のマーキングは、駐車台数をできるだけ多くとるようにするが、乗用車においては駐車幅2.5～3m、駐車深5～5.8mを、また、バスにおいては駐車幅3～3.8m、駐車深10.5～12mを標準とする。

II 設計の諸元

参考に駐車形式等の諸元といくつかの事例を示す。

(参考) 自動車駐車場の諸元 (『造園施工管理技術編』平成6年改訂版より)

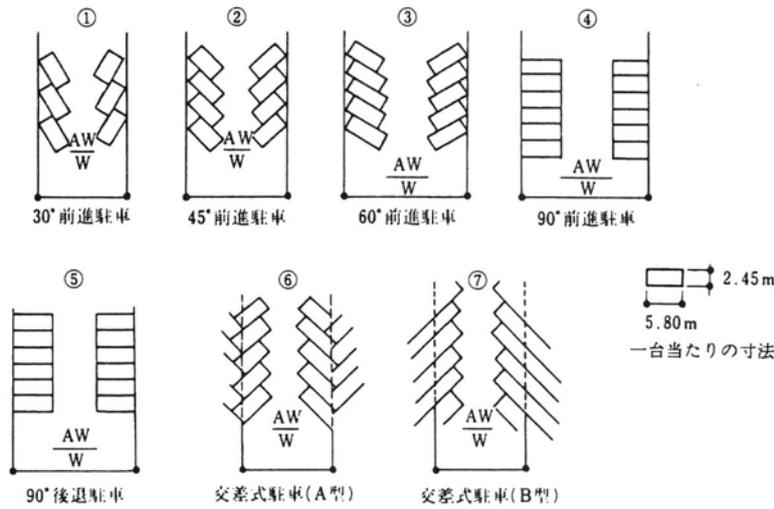


図 1 駐車形式

表 1 車両寸法

(単位: m)

設計車両	長さ	幅	高さ	前部オーバーハング	軸 距	後部オーバーハング	最小回転半径
乗用車 (小型車)	4.70	1.70	2.00	0.80	2.70	1.20	6.00
バス (大型車)	12.00	2.50	3.80	1.50	6.50	4.00	12.00

表 2 駐車場設計時の最小寸法

駐車区画幅	駐 車 角	駐車向き	通路幅 AW	通路に直 角方向の 駐車幅 S d	通路に平 行方向の 駐車幅 S w	単位 駐車幅 $W = AW + 2 S d$	1台当 りの駐車 所要面積 $A = \frac{W}{2} \times S w$	図の番号 (図5.6-12)
(m)			(m)	(m)	(m)	(m)	(m)	
2.45	30°	前進駐車	3.80	4.60	4.90	13.00	31.85	①
"	45°	"	"	5.50	3.45	14.80	25.53	②
"	45°交差式	"	"	4.80	"	13.40	23.12	⑥⑦
"	60°	"	6.40	6.00	2.80	18.40	25.76	③
"	"	後退駐車	5.80	"	"	17.80	24.92	(③⑤を参照)
"	90°	前進駐車	7.60	5.80	2.45	19.20	23.52	④
"	"	後退駐車	6.70	"	"	18.30	22.42	⑤
2.60	30°	前進駐車	3.80	4.60	5.20	13.00	33.80	①
"	45°	"	"	5.50	3.65	14.80	27.01	②
"	45°交差式	"	"	4.80	"	13.40	24.46	⑥⑦
"	60°	"	6.10	6.00	3.00	18.10	27.15	③
"	"	後退駐車	5.50	"	"	17.50	26.25	(③⑤を参照)
"	90°	前進駐車	7.30	5.80	2.60	18.90	24.57	④
"	"	後退駐車	6.70	"	"	18.30	23.79	⑤

Ⅲ 駐車場におけるユニバーサルデザインの配慮事項

自ら自動車を運転して訪れる障害者もいるように、自動車は高齢者、障害者等の日常的な交通手段であることから、すべての人にとって安全で利用しやすい駐車場を設置するとともに、主要施設までのアクセスについて移動の円滑化を図る。

駐車場は行動の起終点として重要な場所であることから、林間駐車場とするなど国立公園に来たという印象を与えられる整備と、案内標識等による情報提供が求められる。

また、公衆便所等の便益施設を設置することが望ましい。

なお、有料かつ駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の場合、特定路外駐車場としてバリアフリー新法の適用を受ける。

- (1) 主要施設にアクセスしやすい配置
- (2) 車いす利用者用駐車スペースの確保
- (3) 行動の起終点としての駐車場
- (4) 国立公園らしい自然と調和した駐車場
- (5) 特定路外駐車場としてバリアフリー新法の適用を受ける場合

(A) 主要施設にアクセスしやすい配置

駐車場はビジターセンター等の主要施設と接続しやすい位置に配置し、主要施設への円滑な移動が可能なアクセス路を確保する。ただし、地形的制約等から近くに設置できない場合には、車いす利用者用駐車スペースに限り主要施設に接続して設置する、主要施設入口に乗降スペースとなる車寄せを設けるなどの対応を検討する。

なお、バス停留所等公共交通の乗降施設についても、主要施設への円滑な移動が可能となるよう、駐車場と一体的に整備するか同等のアクセス路を確保する。

(B) 車いす利用者用駐車スペースの確保

①設置数と配置

車いす利用者用駐車スペースは、『都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン』における「駐車場」を参考に、以下のように確保する。

- ・当該駐車場の全駐車台数が 200 以下の場合には全駐車台数に 1/50 を乗じて得た数以上、200 を超える場合は全駐車台数に 1/100 を乗じて得た数に 2 を加えた数以上確保する。
- ・車いす利用者用駐車スペースは、主要施設あるいは主要施設へのアクセス路の近くに設置することが望ましい。
- ・車いす利用者用駐車スペースの後部には、車いす使用者と横向きの人がすれ違えるよう有効幅 120 cm 以上の通路を設け、主要施設へのアクセス路に接続させることが望ましい。

表 3 車いす利用者用駐車スペース必要台数

全駐車台数(n)	必要最小数(N)
～ 50 台	1 台
51～100 台	2 台
101～150 台	3 台
151～200 台	4 台
201～300 台	5 台

全駐車台数が 200 以下の場合 $N \geq n \times (1/50)$

全駐車台数が 200 を超える場合 $N \geq n \times (1/100) + 2$

②車いす利用者用駐車スペースの構造

車いす利用者用駐車スペースは、以下のような構造で整備する。

- ・車いす利用者用駐車スペースの幅は 350cm 以上とする。
- ・駐車スペースと通路の間には段を設けない。
- ・床面は滑りにくく平坦な仕上げとするなど安全を確保する。

- ・ 駐車場出入口付近には、当該駐車場が車いす使用者用駐車スペースを備えていることがわかる標識を公道に向けて設置し、車いす使用者用駐車スペースには障害者優先の旨を国際シンボルマークで表示する。
 - ・ 車いすが方向転換できるスペースとして、幅 140cm 程度を幅 350cm の内に確保し、そのスペースを白い斜線で表示することが望ましい。
- なお、これらについて地元自治体の条例等に定められている場合はそれに準拠する。

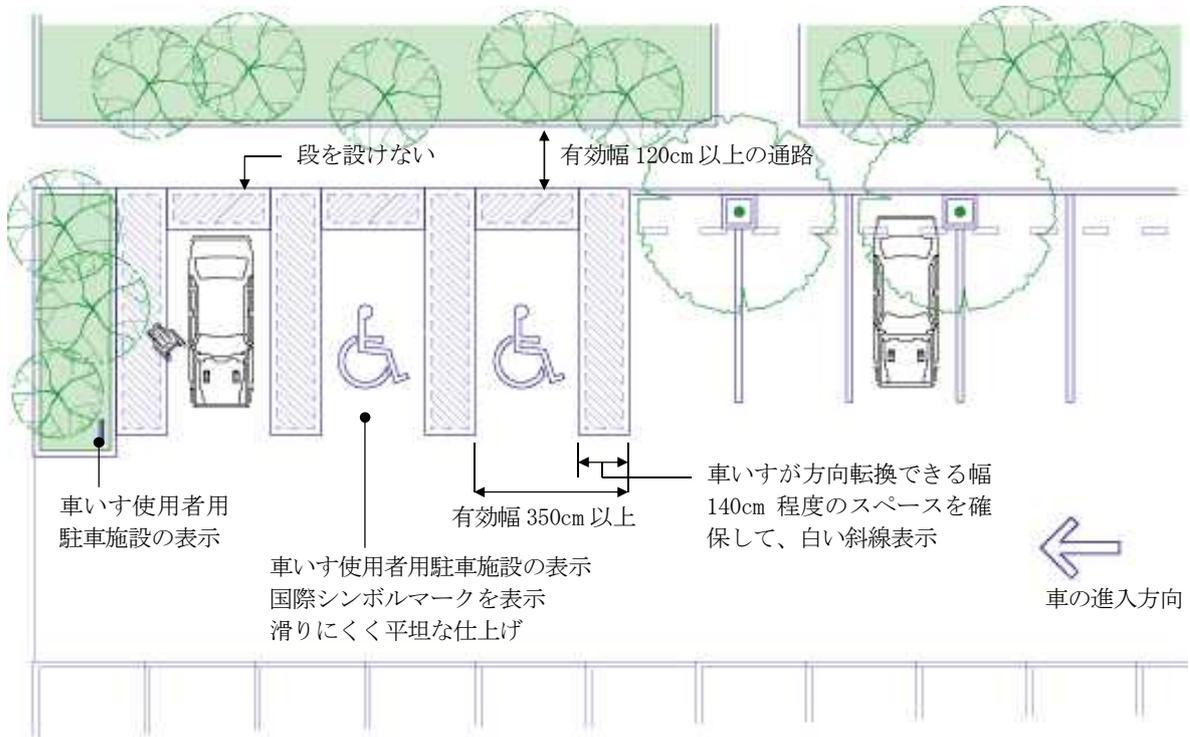


図 2 駐車場の整備例

(C) 行動の起終点としての駐車場

駐車場は行動の起終点として重要な地点であることから、当該地区の利用施設の配置等の情報を得て行動の選択が可能となるよう、バス停等からの利用動線も勘案しつつ適切な場所に案内標識等を設置する。

また、わかりやすく利用しやすい位置に、車いす使用者も利用できる便所を併設することが望ましい。

(D) 自然公園らしい自然と調和した駐車場

林間駐車場とするなど、周囲の自然景観と調和した施設とすることで、来訪者に自然公園に来たという印象を与えられるような施設とする。

自然と調和した林間駐車場
阿寒国立公園 川湯集団施設地区



(E) 特定路外駐車場としてバリアフリー新法の適用を受ける場合

有料かつ駐車のために供する部分の面積が 500 m²以上の路外駐車場の場合、特定路外駐車場として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」の適用を受ける。

特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準は、以下のとおりである。

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」に基づく特定路外駐車場の構造および設備に関する基準

- (1) 幅は 350cm 以上とすること。
- (2) 路外駐車場車いす利用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設であることの表示をすること。
- (3) 路外駐車場車いす利用者用駐車施設は、当該駐車施設から道、公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けることとし、その経路のうち一以上を、次のア～ウに掲げる 3 つのすべてに適合する高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路という。）とすること。
 - ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこと。ただし、次の一～四に掲げる傾斜路を併設する場合はこの限りではない。
 - 一 幅は、段に代わるものにあつては 120cm 以上、段に併設するものにあつては 90cm 以上とすること。
 - 二 勾配は、1/12 を超えないこと。ただし、高さが 16cm 以下のものにあつては 1/8 を超えないこと。
 - 三 高さが 75cm を超えるもの（勾配が 1/20 を超えるものに限る。）にあつては、高さが 75cm 以内ごとに踏幅が 150cm 以上の踊場を設けること。
 - 四 勾配が 1/12 を超え、又は高さが 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には手すりを設けること。
 - イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は 80cm 以上とすること。
 - ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は次に掲げるものであること。
 - 一 幅は、120cm 以上とすること。
 - 二 50m 以内毎に車いすの転回に支障がない場所を設けること。